

多度津町行政改革実施計画

令和6年度～令和10年度

令和5年12月

多度津町

1.策定の趣旨

この多度津町行政改革実施計画(以下、「実施計画」という。)は、多度津町行政改革大綱(以下「大綱」という。)に掲げた基本方針に基づく具体的な取組内容を定めたものです。取組項目ごとに取組内容、期待される効果、目標等を示すことにより、行政改革を積極的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化等に柔軟に対応していくため、修正が必要な場合や大綱に基づき取り組むべき項目が新たに生じた場合は、実施計画の見直しを行います。

2.推進期間

令和6年度～令和10年度を推進期間とします。

3.進行管理

各取組項目は、原則、主管部署で取り組みますが、関係部署が示されている項目については、主管部署を中心に関係部署と連携して取組を進めます。

年度ごとに各取組項目の目標に対する達成・成果と次期改善を考察し進行管理を行います。

4.取組項目一覧

1 健全な財政運営の推進		主管部署	頁
(1) 歳入の確保			
①	ふるさと納税の推進	政策課	1
②	徴収業務体制の充実	税務課	2
③	町営住宅使用料徴収率の向上	建設課	3
④	企業支援・誘致による税收の確保	産業課	4
(2) 徹底した歳出削減			
①	特定健診の受診勧奨	高齢者保険課	5
②	指定介護保険関係事業所に対する実地指導	高齢者保険課	6
③	がん検診実施体制の見直し	健康福祉課	7
(3) 民間活力の有効活用			
①	指定管理者制度の適正な活用	総務課	8
(4) 資産の有効活用			
①	町有地の活用と処分	総務課	9
②	公共施設の活用と長寿命化計画	生涯学習課	10
(5) 計画的な財政運営			
①	中期財政計画の見直し・策定	総務課	11
②	統一的な基準による公会計の整備	総務課	12
③	公共施設等総合管理計画の充実	総務課	13
④	老朽化した車両の更新	住民環境課	14
⑤	町営住宅事業費の計画的執行	建設課	15
⑥	道路舗装事業の見直し	建設課	16
⑦	消防車両及び資機材の計画的更新	消防本部	17
⑧	印刷に係るリース料等の見直し	教育総務課	18

2 行政運営と人材育成	主管部署	頁
(1) DXの推進		
① 自治会回覧・全戸配布文書のデジタル化	町長公室	19
② 家屋評価システムの導入	税務課	20
③ 「書かない窓口」及び「ワンストップ窓口」の導入	住民環境課・町長公室	21
④ 高齢者のデジタルデバйд対策	高齢者保険課	22
⑤ 各課タブレット端末の運用方法見直し	議会事務局	23
(2) 広域行政の推進		
① 定住自立圏における取組	政策課	24
② 中讃消防指令センター職員の専従化	消防本部	25
(3) 業務の改善		
① 地域交流センターの予約管理	総務課	26
② 組織・機構等の見直し	政策課	27
③ 個人住民税における特別徴収の徹底	税務課	28
④ 児童に関する情報の共有	健康福祉課	29
⑤ 障害福祉システム標準化への対応	健康福祉課	30
⑥ 地籍調査の推進	建設課	31
⑦ 適切な会計事務の推進	出納室	32
(4) 職員の能力向上と人材の活用		
① 人事考課制度等の改革	町長公室	33
② 救急救命士の養成	消防本部	34

3 情報発信と協働のまちづくり	主管部署	頁
(1) 情報共有の推進		
① 情報発信手段の増設	町長公室	35
② パブリックコメントの実施	町長公室	36
③ 「教育委員会だより」の発行	教育総務課	37
(2) 安心のまちづくり		
① 交通安全対策	総務課	38
② 自主防災組織の育成	総務課	39
③ ゼロカーボンシティへの取組	住民環境課	40
④ 空き家対策制度の活用	建設課	41
⑤ 中心市街地の空洞化対策	政策課	42
⑥ 少年・女性消防クラブ員の拡充	消防本部	43
(3) 賑わいのまちづくり		
① 創業支援による産業の振興	産業課	44
② 小規模事業者の支援	産業課	45

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	政策課	
取組区分	歳入の確保				
取組項目	ふるさと納税の推進		関連法令・計画	地方税法	
現状と課題	ふるさと納税による町への寄附金の額や件数を増やすことは、自主財源の確保のみならず、地域経済の活性化や関係人口の増加にも繋がるなど、町にとってのメリットが大きいため、更なる推進が必要である。しかしながら、人的なリソースの不足や物価の高騰が影響していることもあり、寄附金額が減少している状況である。				
取組内容 (概要)	・継続して寄附経路(ガバメント・クラウドファンディング含む)や、寄附者に送付する返礼品ラインナップの拡充を図る。 ・マーケティングやブランディング等の専門知識を持つ人材・組織を活用し、商品の開発や情報発信など、寄附額増加に向けた体制の確立を進める。				
期待される効果	・寄附額の増加 ・地域経済の活性化 ・関係人口の増加				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□☆☆	■☆☆◎	◎☆☆	☆☆☆	☆☆☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－ ・ガバメント・クラウドファンディング(GCF)の横展開の検討 ・寄附経路・返礼品ラインナップの充実 ・専門知識をもつ人材等の活用に向けた準備	・GCFの実施に向けた準備 ・寄附経路・返礼品ラインナップの充実 ・中間事業者への業務委託検討	・GCFの活用 ・寄附経路・返礼品ラインナップの充実 ・中間事業者への業務委託検討及び委託に向けた準備	→	
達成・成果	○	○			
	・GCFの庁内での横展開を目的として、「多度津町ガバメントクラウドファンディング(GCF)活用指針」を策定し、R7予算編成方針の通知に合わせて各課に募集事業の照会を行った。 ・ふるさと納税のポータルサイトを新たに1サイト追加し、新規返礼品は40品を追加した。 ・専門知識をもつ人材は地域プロジェクトマネージャーを想定していたが、募集を見直すこととなった。	・堀江公園の幼児用複合遊具整備事業に対してGCFを実施し、4,111千円の寄附を集めた。 ・ふるさと納税のポータルサイトを新たに2サイト追加し、新規返礼品は60品を追加した。 ・中間事業者に関しては、調査研究を行い、引き続き検討を行っている。			
次期改善	○	○			
	・GCFを各課で活用しやすい仕組みや取組の強化を検討する。 ・ふるさと納税の新規パートナー事業者及び返礼品の開拓等を継続し、寄附額増加を図る。	・GCFを各課で活用しやすい仕組みや取組の強化を引き続き検討する。 ・ふるさと納税の新規パートナー事業者及び返礼品の開拓等を継続し、寄附額増加を図る。			

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	税務課	
取組区分	歳入の確保				
取組項目	徴収業務体制の充実	関連法令・計画	地方税法		
現状と課題	前年度以前の滞納税については、中讃広域行政事務組合に債権を移管し、徴収を実施している。 令和4年度は、負担金22,624,000円に対し、2.54倍の徴収額57,527,642円(附帯金を含む)の成果となっており、広域平均徴収率27.9%(附帯金を除く)に対し、本町は27.7%となっている。 課題としては、移管額を削減していくために、十分な滞納整理(徴収～処分～欠損)を実施し、徴税吏員の熟練度を上げる必要性がある。				
取組内容 (概要)	徴税吏員の人員確保・編成を行ったうえで、研修及び実践により徴収業務を充実させ、現在移管している債権で滞納処分が不可能な事案を迅速に確定し、返戻及び欠損を実施する。				
期待される効果	・負担金額に対する費用対効果及び税徴収率の向上に寄与する。 ・年度によって負担割合が決定されるので、負担金額に徴収効果が反映されない場合もあるが、滞納整理の一環及び徴収業務の充実につながる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	◎	☆	☆	☆	☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－				
達成・成果	△	△			
	目標：附帯金を含む徴収効果3倍以上・広域移管債権徴収率年度平均以上				
次期改善	—	—			
	改善事項あり：○ 改善事項なし：－				

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	建設課	
取組区分	歳入の確保				
取組項目	町営住宅使用料徴収率の向上	関連法令・計画	多度津町営住宅条例 多度津町の私債権の管理に関する条例		
現状と課題	町営住宅使用料について、大半の入居者は納入期限までに納入済みであるが、一部の入居者について、納入期限までの納入が確認できないため、当月分は必ず納入するよう指導し、滞納額を増やさないようにしている。過年度分については、催告書や未納残高通知等を送付することにより、多からずとも使用料の納入が確認できるが、大幅な徴収率向上に至っていない。				
取組内容 (概要)	・当月分について納入がされていない場合、再振替を実施しているが、それでも納入が確認できない場合は電話による督促、夜間訪問を実施し、納入を促す。 ・過年度分については、支払計画を作成及び明示し、計画どおり納入するよう促す。				
期待される効果	・現年使用料の未納の発生を早期に対応することにより、新たな滞納抑制に繋がる。 ・過年度分滞納者への支払意識の向上が期待でき、滞納額の減少に繋がる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	☆	☆	☆	☆	☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－ 使用料未納者への督促、夜間訪問により、徴収率向上を図る。現年度徴収率95%を引き続き確保する。				
達成・成果	○	○			
	本年度も現年徴収率が98.9%となり、目標を約4%上回ることができた。引き続き、徴収率95%以上を維持していく。	本年度も現年徴収率が98.9%となり、目標を約4%上回ることができた。引き続き、徴収率95%以上を維持していく。			
次期改善	—	—			
	—	—			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	産業課	
取組区分	歳入の確保				
取組項目	企業支援・誘致による税収の確保	関連法令・計画	中小企業等経営強化法、 多度津町企業立地促進条例 等		
現状と課題	少子高齢化とそれに伴う人口減少が進むことにより、製造業を中心とした町内企業の労働力不足、事業の衰退、さらには工場の閉鎖、移転等が危惧される。安定した法人住民税・固定資産税収入を確保していくためにも、既存の町内企業の競争力強化や、本町への新たな企業進出を促す取組が必要である。				
取組内容 (概要)	引き続き、企業の設備等への投資に対する支援(中小企業等経営強化法に基づく固定資産税優遇措置や、企業立地促進条例に基づく助成金制度)について、町内外企業に対する情報発信を強化し、活用を促す。また、設備投資等に対する支援だけでなく、雇用確保についても、本町に適した支援策を検討する。				
期待される効果	新たな企業の進出や既存企業の競争力の強化により、税収・雇用の安定が期待できる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□■	◎	☆	☆	☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	投資への支援の継続 雇用確保の支援策の検討	投資への支援の継続 雇用確保の支援策の試行	投資、雇用確保の支援の継続	
達成・成果	○	○			
	達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	先端設備4件を認定、企業立地の助成金を2件交付した。将来の雇用確保のため、中学校で地元企業PR事業を初開催した。	企業立地の助成金を2件交付した。将来の雇用確保のため、中学校で地元企業PR事業を開催した。		
次期改善	—	—			
	—	—			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	健全な財政運営の推進			主管部署 (関係部署)	高齢者保険課
取組区分	徹底した歳出削減				
取組項目	特定健診の受診勧奨	関連法令・計画	多度津町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画		
現状と課題	被保険者の高齢化により保険税収が減少する中で、1人あたりの医療給付費は年々増加傾向にあることから、被保険者の健康意識を向上させ、医療給付費の支出を抑制する必要がある。				
取組内容 (概要)	令和4年度における特定健診の受診率は42.0%である。新型コロナウイルス感染症の影響により減少している受診率を、令和10年度には60%に向上させるため、自己負担額の軽減や未受診者に対する受診勧奨強化に取り組む。				
期待される効果	被保険者に早期受診早期治療を促し、疾病の重篤化を予防することで医療給付費を抑制することができる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	◎	◎	◎	☆	☆
	未受診者を分類分けし、分類ごとに表記やデザイン等を変えた勧奨通知を発送	勧奨通知の回数、時期、内容を前回までの実績により検討、強化する(以降継続)	広報等による周知、啓発や、より効果的な受診勧奨通知の発送		
	受診率目標45%	受診率目標49%	受診率目標52%	受診率目標56%	受診率目標60%
達成・成果	△	△			
	未受診者に対して効果的であると思われる勧奨通知を行ったが、期待する効果は得られなかった。 3月末時点受診率44.1%	勧奨通知の回数、時期、内容を前回までの実績から委託業者と検討し、強化したが期待する効果は得られなかった。 3月末時点受診率41.3%			
次期改善	○	○			
	勧奨通知の方法等について再検討する。	勧奨通知の回数やアプローチ方法等について再検討する。			

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	高齢者保険課		
取組区分	徹底した歳出削減					
取組項目	指定介護保険関係事業所に対する実地指導	関連法令・計画	介護保険法			
現状と課題	指導・監査の対象である町内33ヶ所の介護保険サービス事業所に対して、介護給付費適正化の観点から実地指導を行っている。サービスの種類も多く、相応の下準備も必要であるため、年度あたりで実施できる数には限りがある。					
取組内容 (概要)	事業所の指定期間は6年間であり、期間内に各事業所に対する実地指導を行う必要があるため、計画的に進めていく。					
期待される効果	実地指導を行うことで介護給付費の適正化につながり、歳出を抑制することができる。					
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
計画・目標	◎	☆	☆	☆	☆	
	各事業所の指定期間内に実地指導を行えるよう、毎年5事業所を選定して、実地指導を行う。					
達成・成果	○	○				
	計画・目標どおり実施できた。	計画・目標どおり実施できた。				
次期改善	—	—				
	—	—				

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	健康福祉課	
取組区分	徹底した歳出削減				
取組項目	がん検診実施体制の見直し	関連法令・計画	がん対策推進基本計画		
現状と課題	現在、各種がん検診(集団)を香川県総合健診協会と香川県予防医学協会に業務委託し、実施しており、精度管理については国が策定した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下、「指針」という。)どおりとしているが、対象者及び実施回数については町単独事業にて拡充している。 近隣市町の取組をみると、対象者等の拡充は行っておらず、指針に則った運用を行っており、本町も同様の運用とすることで、歳出の削減につながるのではないかと考える。				
取組内容 (概要)	・胃がん検診:30歳代を対象者から除外する。 ・子宮頸がん検診:毎年受診可能から、2年に1回とする。 ・令和8年度から喀痰検査の廃止				
期待される効果	・町単独事業を廃止することで、経費削減に繋がる。 ・町単独事業廃止後も指針の範囲内での検診は継続するため、がん発見率等に影響はないと思われる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	◎	◎	☆	☆	☆
	調査・検討: □ 実施に向けた準備: ■ 試行・実施: ◎ 継続: ☆ 中止・廃止: -	令和5年度に準備し、実施 ・効果測定 ・事業見直し			
達成・成果	○	○			
	令和5年度より歳出削減できた。 【胃がん検診】 R5 7,380,481円 R6 6,747,360円 633,121円減 【子宮がん検診】 R5 5,033,508円 R6 3,366,506円 1,667,002円減	令和6年度より歳出削減できた。 【人間ドック】 R6 14,633,090円 R7 7,735,942円 【子宮がん】 R6 3,366,506円 R7 3,113,000円			
次期改善	○	○			
	人間ドックの受診間隔を2年に1回とする。	指針の改定により喀痰検査の廃止			

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	総務課	
取組区分	民間活力の有効活用				
取組項目	指定管理者制度の適正な活用	関連法令・計画	地方自治法		
現状と課題	本町における公の施設では、その大半において指定管理者制度を導入しており、民間事業者の手法を活かすことにより、利用者に対するサービスの向上及び管理経費の縮減に努めている。今後についても、当該制度を継続又は導入すべきと判断された施設については、引き続き、その適正な活用を推進していく必要がある。				
取組内容 (概要)	各施設に関して、指定管理者による適正な管理運営が為されているか定期的に調査するとともに、指定期間の最終年度においては、制度活用継続の是非について検討し、必要に応じて管理運営方法を根本的に見直すこととする。また、指定管理者との協定内容についても、社会情勢の変化に対応できるよう機会を捉えて見直すこととする。				
期待される効果	当該制度を適正に活用し、施設所管課と指定管理者が綿密な連携を図ることにより、利用者に対するサービスの向上や管理経費の縮減節減等、制度の趣旨に合致した効果的かつ能率的な管理運営の実施が期待できる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□	□	■◎	□	□
	→ 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－ ・指定管理者更新 ・現状把握(施設所管課への照会) 現状把握(施設所管課への照会) ・現状把握(施設所管課への照会) ・制度活用の継続/非継続の判断 ・協定書の見直し ・指定管理者更新 ・現状把握(施設所管課への照会) 現状把握(施設所管課への照会)				
達成・成果	○	○			
	達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	管理状況について施設所管課へ照会し、問題ないことを確認した。	管理状況について施設所管課へ照会し、問題ないことを確認した。		
次期改善	—	—			
	改善事項あり：○ 改善事項なし：－	—	—		

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	総務課		
取組区分	資産の有効活用					
取組項目	町有地の活用と処分	関連法令・計画	多度津町公共施設等総合管理計画 多度津町公有財産管理規則			
現状と課題	町有財産の適正な管理及び有効的な運用を図るため、毎年度、固定資産台帳の更新を行い、町有財産の情報把握に努めている。町有財産は、貴重な資産として、住民サービスの向上に資する活用及び適正な管理を検討する必要がある。また、利用計画のない町有地については、公共施設再編整備等の方向性を考慮したうえで、売却及び貸付等を検討していく必要がある。					
取組内容 (概要)	毎年度、固定資産台帳の更新を行い、町有財産の情報把握に努める。具体的な利用計画のない町有地については、売却及び貸付等を検討し、財産収入の確保を図る。					
期待される効果	土地の売却及び貸付等による財産収入や民間利用による経済効果が期待される。					
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
計画・目標	◎	☆	☆	☆	☆	
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	固定資産台帳の更新及び売却等の検討 				
達成・成果	○	△				
	達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	台帳を更新し、入札等により3件の町有地を売却した。 固定資産台帳の年度更新を行い、売却可能財産の把握に努めたが、以前から売却できていない町有地についてのPR方法は検討できていない。				
次期改善	○	○				
	改善事項あり：○ 改善事項なし：－	以前から売却できていない町有地について、PR方法等を再検討する。 具体的な利用計画のない町有地を把握し、貸付や売却の方向性を模索していく。				

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	生涯学習課	
取組区分	資産の有効活用				
取組項目	公共施設の活用と長寿命化計画	関連法令・計画	多度津町公共施設等総合管理計画 多度津町公共施設個別施設計画		
現状と課題	公共施設等の更新、統廃合及び長寿命化等について、平成27年2月に「多度津町公共施設等総合管理計画」を、令和2年度に「多度津町公共施設個別施設計画」を策定した。 これらに基づき、社会教育施設の長寿命化計画を策定し、社会教育施設の長寿命化を図る必要がある。				
取組内容 (概要)	多度津町公共施設等総合管理計画及び多度津町個別施設計画を活用し、長寿命化計画を作成することにより施設の効果的な改修及び修繕を計画的に行う。 多度津町立明徳会図書館や多度津町立資料館等、建設から長期間経過している施設があり、複合施設の建設等、施設の集約化も検討していきたい。				
期待される効果	長寿命化計画を策定することにより、計画的な改修及び修繕を行うことが期待される。 公共施設の適正な配置の実現に繋がる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□	□	□	◎	☆
	長寿命化計画の策定が必要な施設等の抽出	施設の現況の精査及び業務体制の構築	計画策定に向けた課題の把握及び予算協議	計画策定	必要に応じ、計画の見直しを図る
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○			
	所管施設の現況と課題を抽出した	施設の精査及び業務体制を構築した			
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○			
	計画の策定に向けて、業務実施体制の構築を行う	推進体制の強化			

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	総務課	
取組区分	計画的な財政運営				
取組項目	中期財政計画の見直し・策定	関連法令・計画	中期財政計画		
現状と課題	中期財政計画は、策定時点における地方財政制度を前提として推計したもので、今後の景気の動向や、国の制度改正等の予測不可能な影響を見込むことができていない。したがって、今後の社会情勢の変化や国の制度改正等を踏まえ、計画期間内での見直しを実施し、計画的な財政運営を行う必要がある。				
取組内容 (概要)	財政環境の変化を踏まえた中期財政計画の見直しを行い、中期的な視点に立った重点的及び効果的な予算を編成する。				
期待される効果	・限られた財源を有効活用し、計画的な財政運営を図ることにより、将来的に持続可能で安定した行政運営を行う。 ・今後、庁舎建設などにより財政負担の増加が見込まれるが、最終計画年度(令和9年度)において、実質公債費比率14%未満、将来負担比率170%未満を目指す。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	◎	☆	☆	☆	◎
	中期財政計画の見直し				新中期財政計画の策定
調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－				目標 実質公債費比率 14%未満、将来負担 比率170%未満	
達成・成果	○	○			
	前年度決算確定後、ローリング方式により計画の見直しを行った。 ※参考 令和5年度決算 実質公債費比率12.0% 将来負担比率169.0%	前年度決算確定後、ローリング方式により計画の見直しを行った。 ※参考 令和6年度決算 実質公債費比率11.9% 将来負担比率147.5%			
次期改善	—	—			
	—	—			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	総務課		
取組区分	計画的な財政運営					
取組項目	統一的な基準による公会計の整備	関連法令・計画	なし			
現状と課題	平成28年度決算から、統一的な基準による財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)を作成し公表したが、より透明性が高くわかりやすい財務情報の開示や、予算編成・決算分析への利用を図る必要がある。					
取組内容 (概要)	発生主義に基づく複式簿記による財務書類を作成することで、資産や債務の正確な把握と管理を行い、財務情報の分かりやすい開示、予算編成・決算分析への利活用等、財政マネジメントの強化を図る。					
期待される効果	財政運営の透明性が向上し、無駄のない有効的な財政運営を確立することができる。					
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
計画・目標	◎	☆	☆	☆	☆	
	財務書類の作成と公表					
達成・成果	○	○				
	財務書類の作成を行い、町ホームページにて公表した。	財務書類の作成を行い、町ホームページにて公表した。				
次期改善	—	—				
	—	—				

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	総務課	
取組区分	計画的な財政運営				
取組項目	公共施設等総合管理計画の充実	関連法令・計画	総務省通知・指針		
現状と課題	公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施するため、平成27年2月(令和4年1月改訂)「多度津町公共施設等総合管理計画」、令和3年1月「多度津町公共施設個別施設計画」を策定した。それらの計画をもとに、本町の財政状況や人口動態、各施設の利用状況を踏まえ、中長期的な視点で、施設の更新・統廃合・長寿命化等、適正な対策を推進していく必要がある。				
取組内容 (概要)	公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画について、今後の本町の財政状況、人口、住民ニーズ及び社会環境の変化に伴い、必要に応じて柔軟に見直しを行い、充実を図る。				
期待される効果	公共施設の中長期的な維持更新費用の縮減や財政負担の平準化が期待される。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	☆	☆	☆	☆
	必要に応じ、計画の見直しや充実を図る。				
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	○			
	公共施設総合管理計画及び個別施設計画について見直し作業を実施中である。	公共施設の現状に合わせて、公共施設総合管理計画の策定及び個別施設計画の改訂を行った。			
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	－			
	両計画について、早期策定・改訂を図る。	－			

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	住民環境課	
取組区分	計画的な財政運営				
取組項目	老朽化した車両の更新	関連法令・計画	多度津町ごみ処理基本計画		
現状と課題	循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づく「ごみの資源化の推進」が求められる中、現在、町所有の特殊車両(ごみ収集運搬車両)は、パッカー車・ダンプ車等計12台であり、そのうち購入から25年経過車両2台、20年経過車両4台、15年経過車両4台、10年経過車両1台で、大半の車両が老朽化しており、更新の必要がある。				
取組内容 (概要)	特殊車両12台のうち4台に関しては、ごみ収集運搬委託業務の受託者に貸与中であり、車両の老朽化に伴い、順次、受託者が使用権限を有する車両での委託業務に移行中である。町で使用中の8台に関しては、これからの町内のごみの量、収集体制や近年頻発している災害対応などを考慮して必要台数と車種の見直しを行い、必要車両については計画的に購入又はリースを検討し、車両の更新を行う。				
期待される効果	中長期的な視点での、ごみの量や収集体制に応じた車両を保有することにより、経費削減が見込まれる。また、通常業務以外にも近々発生する可能性が高い南海トラフ地震や近年頻発している災害等にも対応できる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	■	◎	□	□	■
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	予算措置	実施	更新が必要な車両の優先順位について検討	更新にかかる費用について調査
達成・成果	○	○			
	更新の必要な車両について検討した結果、パッカー車1台の更新が最優先との結論に至り、購入に係る入札まで完了した。	計画に基づき1台の老朽車両の更新が完了した。			
次期改善	—	—			
	—				
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針		健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	建設課	
取組区分		計画的な財政運営				
取組項目		町営住宅事業費の計画的執行	関連法令・計画	多度津町町営住宅等長寿命化計画		
現状と課題		町営住宅については、長寿命化計画に基づき、平成28年度から令和4年度を中心に、除却や改修等を積極的に進めてきたことにより、歳出が大幅に増加している。そのため、財政部局から予算削減を要請され、限られた予算の中で計画的な予算執行が求められている。				
取組内容 (概要)		町営住宅の除却や改修等において、緊急性、重要性及び公共性を考慮した上で優先順位を付けて除却・改修計画を策定する。その際、社会資本整備総合交付金の対象となる事業があれば活用する。維持管理修繕については、修繕に要する費用負担区分を町と入居者の間で明確にし、対応する。				
期待される効果		・予算の平準化が実現可能となり、突発的な歳出増加を抑制できる。 ・計画的な町営住宅の除却や改修等を行うことができる。				
スケジュール		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－		□	■	◎	☆	☆
		・除却及び改修等の優先順位付け ・交付金活用の検討	・除却及び改修等の計画策定	・除却及び改修等の計画的執行	→	
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×		△	○			
		優先順位付けは緊急性と跡地利用の点を考慮し、実施できたが、交付金活用の検討については、引き続き、検討する。	改修計画に基づき、残存していた家中住宅6棟の除却が完了。本通2住宅は除却に向けた水道管移設等準備が完了。			
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－		○	－			
		交付金活用の検討について期限を設け、遅くとも上半期末までに実施する。	－			

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	建設課		
取組区分	計画的な財政運営					
取組項目	道路舗装事業の見直し	関連法令・計画	舗装個別施設計画(長寿命化計画)			
現状と課題	現在、道路舗装事業において各地域からの要望が多いが、依然として整備が遅れているため、引き続き、計画的な修繕工事の実施が必要である。					
取組内容 (概要)	長寿命化計画に基づいた修繕工事を引き続き計画的に実施していく。					
期待される効果	長寿命化計画に基づいた事業計画により、舗装の修繕工事を効率的に実施するとともに、修繕履歴の適切な管理を行うことができる。					
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	☆	☆	☆	☆	☆	
	長寿命化計画に基づき、舗装の修繕工事を計画的に実施する。					
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	△				
	長寿命化計画に基づき、整備を実施しているが、地元要望箇所の追加等により当初計画より整備が遅延している。	長寿命化計画に基づき、整備を実施しているが、地元要望箇所の追加等により当初計画より整備が遅延している。				
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	—	—				
	—	—				

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	消防本部		
取組区分	計画的な財政運営					
取組項目	消防車両及び資機材の計画的更新	関連法令・計画	消防防災関係財政・国庫補助			
現状と課題	消防車両及び車両積載資機材の老朽化が進んでいるが、その整備及び修理の際には、メーカー部品の廃番により流通在庫部品限りの対応となっており、困難な状況となっている。					
取組内容 (概要)	車両更新計画に基づき、整備を実施する。					
期待される効果	車両及び資機材を適正に更新又は整備することにより、緊急災害対応時における消防力維持、引いては、地域住民に対する最善で安全な行政サービスの提供が期待できる。					
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
計画・目標	□ ■	□ ■	□ ■			
	次期計画で更新の消防車両等(高規格救急車、ポンプ車等)の優先順位を検討し、更新に向けた準備を進める。	・消防自動車の次期更新にかかり、広域ならびに単独両側から考慮した車両選定等の調査を進める。 ・消防施設整備計画に基づき地域状況に応じた水利計画を見直す。	→	(消防広域化)	(消防広域化)	
達成・成果	△	△				
	更新の最優先順位である高規格救急車の更新が完了したが、次期のポンプ自動車更新に向けた準備が整わなかった。	・広域化を見据えた車両更新の見直しに向け、現状の課題抽出と協議を実施したが、計画策定の完了には至らなかった。 ・地域状況(市街地・準市街地)の見直しを実施し、水計画の見直しに着手した。				
次期改善	○	○				
	・消防自動車の次期更新にかかり、広域ならびに単独両側から考慮した車両選定のための調査を実施する必要がある。 ・補助金等の活用を含め車両選定等の調査を進める。	・課題の整理および関係機関との協議を継続し、住民サービスの低下を招くことのない、実効性のある計画策定を目指す。 ・見直しを行った市街地・準市街地等の区分を踏まえ、水利計画の見直しを継続する。				

基本方針	健全な財政運営の推進		主管部署 (関係部署)	教育総務課	
取組区分	計画的な財政運営				
取組項目	印刷に係るリース料等の見直し	関連法令・計画	なし		
現状と課題	町立幼稚園及び小中学校においては、授業における教材等の作成や保護者への通知等のため、印刷は必要不可欠な行為であり、輪転機や複合機、プリンターを併用しながら、印刷物を作成し配布している。印刷に係る経費に関しては、機器のリース料だけでなく、カウンター料やインク代が必要となる。 今後の印刷関連機器更新等の際には、GIGAスクール構想のもと、印刷手段や園児・児童・生徒数の変化に対応したものとし、機器のリース料に限らずインク代等を含めたトータルで効率的な方法を検討し導入する。				
取組内容 (概要)	機器の種類や台数も含め、リース料とインク代等を含めた検討を行い導入していく。				
期待される効果	印刷にかかる費用が削減される。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□■◎	■◎	☆	☆	☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	機器の種類を含め、検討を行い、順次、導入する。 			
達成・成果	○	○			
	達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	機器の種類を含め、検討を行うことができ、次年度より導入する。 幼稚園の複合機を競争入札により調達した。			
次期改善	—	—			
	—	—			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	町長公室	
取組区分	DXの推進				
取組項目	自治会回覧・全戸配布文書のデジタル化	関連法令・計画	なし		
現状と課題	現状では、町からの住民に対する周知文書は、自治会を通じて回覧や全戸配布を紙媒体で依頼している。そのため、自治会に加入している住民はその文書を確認できるが、自治会に加入していない住民は確認ができない状況にある。				
取組内容 (概要)	町からの回覧文書と全戸配布文書の電子データをホームページに掲載する。				
期待される効果	・自治会に加入していない住民も町からの周知文書を確認することができる。 ・回覧済みの文書もスマホ等でいつでも再確認することができる。 ・今後は、専用ページを作成して紙媒体での回覧を減らせれば、自治会の負担を軽減できる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	◎	□	□	□	□
	町ホームページに自治会回覧・全戸配布文書の電子データを掲載する専用ページを開設する。	自治会回覧・全戸配布文書の電子データを掲載する専用ページ開設の検討を継続して行う。			
達成・成果	△	△			
	県内外の自治体の専用ページを調査し情報収集を行った。なお、広報を含む自治会回覧・全戸配布文書の配送方法の大幅な見直しを検討したため、専用ページの開設までに至らなかった。	広報を含む自治会回覧・全戸配布文書の配送方法を見直し、令和8年度より全ての世帯に配布することになった。そのため、専用ページの開設まで至らなかった。			
次期改善	○	○			
	今後の配送方法に応じて、専用ページの開設について改めて検討する。	配送方法見直し後の状況を確認し、専用ページの開設を改めて検討する。			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	税務課	
取組区分	DXの推進				
取組項目	家屋評価システムの導入	関連法令・計画	なし		
現状と課題	現在、家屋の評価業務は正規職員2名で現地を訪問し、評価事務を行っているが、当該事務は実務経験による部分が大きく、経験の浅い職員は多大な時間を要している。今後の業務量の増加や人員配置等の状況によっては、迅速かつ公平な評価が難しくなることも考えられる。 また、家屋評価後に作成する調書の規格がA3サイズであることから、保管場所の確保にも苦慮している。				
取組内容 (概要)	他自治体における家屋評価システムの運用状況について情報収集するとともに、費用対効果を鑑みながらシステム導入の検討を進める。				
期待される効果	システムの導入によって迅速かつ公平な評価が期待されるほか、評価調書の電子化によって保管場所の省スペース化に繋がる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	■ ☆	■ ☆	☆	☆	☆
	・導入済み自治体の運用状況を調査 ・導入に向けた仕様書の精査 ・予算措置	・導入に向けた仕様書の精査 ・予算措置	・導入に向けた仕様書の精査 ・予算措置	システムの導入 運用開始	→
達成・成果	△	△			
	導入には至らなかったが、近隣市町及び香川県県税事務所への導入・運用状況の聞き取り調査及び予算要求を行った。	税務システム標準化に伴う現在稼働中のシステム改修を優先したため予算要求は行わなかったが、標準化後のシステム導入に向けて情報収集を行った。			
次期改善	—	—			
	—	—			

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	住民環境課 町長公室 (税務課・高齢者保険課・健康福祉課)	
取組区分	DXの推進				
取組項目	「書かない窓口」及び「ワンストップ窓口」の導入	関連法令・計画	なし		
現状と課題	現在、窓口への来庁者のほとんどが手書きの申請書類に記入し、本人確認を行った後に職員が利用システムに入力する、という流れになっている。状況によっては、申請書を複数枚手書きしなければならない、来庁者及び職員双方の負担となっている。 また、国から、地方自治体における住民サービスのデジタル化推進を求められており、今後、住基システムの標準化に合わせて、ガバメントクラウド上に窓口DX機能が提供され、地方自治体はその機能を選択利用することが可能となる取組が進んでいる。国の動向に注視し本町でもデジタル化の検討を進める必要がある。				
取組内容 (概要)	基幹系システムとの連携が可能な窓口システムの導入、オンライン申請との組合せ、本人確認書類読取機の利用等、先進自治体の手法は様々である。まず、本町の窓口にふさわしいシステムの検討をし、来庁者が窓口で「書かずに、待たずに、回らずに済む」システムを導入する。				
期待される効果	何枚も書類を書かずに済み、窓口滞在時間の減少による住民サービスの向上に繋がる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□	□	■	◎	◎
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－ 主管部署を中心とした「書かない窓口」導入手法の検討及び業者の選定	主管部署を中心とした「書かない窓口」導入手法の検討を継続	全庁的なデジタル化の優先順位を検討する中で、本取組の導入時期及び手法を協議	証明発行部門で「書かない窓口」を実施	ワンストップ窓口の実施
達成・成果	△	△			
	他町における「書かない窓口」の導入状況を研究し、窓口部門で情報を共有した。	計画に沿って導入手法の検討を行ったが、DXの推進については、全庁的な協議が必要との結論が出た。			
次期改善	○	○			
	業者の選定期間は、標準化システムの導入後に検討を開始する。	次年度からはデジタル推進係を中心に全庁的なデジタル化の基本方針の決定及び優先順位付けを行う。			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	高齢者保険課	
取組区分	DXの推進				
取組項目	高齢者のデジタルデバйд対策	関連法令・計画	なし		
現状と課題	行政のデジタル化が進む中、今後は、デジタルになじみの無い高齢者であっても、スマートフォン等のデジタル機器を活用しなければならない場面がより一層増えてくることが想定される。				
取組内容 (概要)	高齢者を対象に、スマートフォンの操作や活用方法に関するセミナー等を開催するなど、高齢者がデジタルに触れ、その魅力に触れる機会を創出する。				
期待される効果	デジタルによる情報発信や各種行政サービスの提供に対応できない高齢者の割合が減少する。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	◎	☆	☆	□	□
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	民間事業者や大学等との連携によるスマホセミナー等の開催 →		参加者アンケート等による住民ニーズの確認・検証 -----→	次期計画で実施する内容の検討
達成・成果	○	○			
	民間事業者と連携し、高齢者のスマホ教室を6日開催した。	民間事業者と連携し、高齢者のスマホ教室を30日開催した。			
次期改善	—	—			
	—	—			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	議会事務局 (町長公室、総務課)	
取組区分	DXの推進				
取組項目	各課タブレット端末の運用方法見直し	関連法令・計画	なし		
現状と課題	平成30年度から導入したタブレット端末については、本議会、委員会及び監査において活用しており、従来の議案参考資料や委員会資料等の印刷物の配布を無くし、ペーパーレス化を図ってきた。しかしながら、タブレット端末の運用経費は非常に高額(年間: 約180万円+99万円)であり、各課に配置しているタブレット端末のより一層の有効活用が求められている。				
取組内容 (概要)	・タブレット端末の運用方法等を見直した上で、庁舎内ネットワークの活用について検討する。 ・各課に配置しているタブレット端末について、議会对応時以外の日常業務等における有効利用を促す。				
期待される効果	・通信に係る経費の削減 ・ICT機器を活用した業務改善				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□	□	■	◎	☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－ 関係部署と協議し、運用方法の見直し	→		各課に配置しているタブレットを庁舎内ネットワークに接続し、通信経費の見直し	→
達成・成果	×	×			
	関係部署との協議や運用方法の見直しが出来なかった。	関係部署との協議や運用方法の見直しが出来なかった。			
次期改善	—	—			
	—	—			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	政策課 (全課)	
取組区分	広域行政の推進				
取組項目	定住自立圏における取組	関連法令・計画	第3次瀬戸内中讃定住自立圏 共生ビジョン		
現状と課題	平成24年度に、丸亀市を中心とする2市3町で瀬戸内中讃定住自立圏を形成し、第1次共生ビジョンを策定した。令和4年4月1日には、第2次共生ビジョンから新たに12項目の取組事項を追加するとともに、各取組項目の見直しを行い、「第3次共生ビジョン」を策定した。しかしながら、取組事項によっては、進捗や効果が見られていないものもあることが課題である。				
取組内容 (概要)	共生ビジョンで策定した各取組事項について、設定した成果指標を達成できるよう、進捗状況や成果について検証を行い、定住自立圏構想の目指すべき住みよいまちづくりを目指す。				
期待される効果	2市3町が連携して取組事項を効果的・効率的に推進することで、圏域全体の住民福祉の向上及び当該地域の活性化が図られ、人口定住の促進にもつながる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	◎	☆	◎■	◎	☆
	第3次共生ビジョンに基づく取組の実施、実績確認、次年度以降の取組の検討	→	・第3次共生ビジョンに基づく取組の実施、実績確認 ・第4次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン策定	第4次共生ビジョンに基づく取組の実施、実績確認、次年度以降の取組の検討	→
達成・成果	○	○			
	ビジョン懇談会及び事務調整会議において、取組の実績確認等を実施した。	ビジョン懇談会及び事務調整会議において、取組の実績確認等を実施した。			
次期改善	—	—			
	次年度もビジョンに基づく取組の推進を継続する。	次年度もビジョンに基づく取組の推進を継続する。			

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	消防本部		
取組区分	広域行政の推進					
取組項目	中讃消防指令センター職員の専従化	関連法令・計画	丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会設置に係る協議書			
現状と課題	中讃消防指令センター(丸亀市、善通寺市、多度津町の共同運用)に従事する職員は構成市町の消防本部から派遣されており、本町は職員をローテーションで派遣している。派遣職員は固定化されていないため、業務の実情を把握できていない部分がある。					
取組内容 (概要)	令和8年度を運用開始目標として、中讃消防指令センター職員の専従化について協議を開始し、協議会規約改正及び各規程(案)の作成を行い、各業務、運用定数等の見直しを行う。					
期待される効果	通信指令に特化した職員が専従することにより、多種多様な通報受信に対応し、迅速で確実な出動指令を可能とし住民の安心安全に対応できる。					
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
計画・目標	□	■	—			
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	職員の選定及び実態の把握と業務計画の策定	専従化に向けた協議と併せ、消防の広域化協議が開始されたため、一元的な協議が必要。 令和7年4月より消防の広域化協議が本格的に開始され、令和8年度から開始予定であった指令センターの専従化については中断となった。	(消防広域化)	(消防広域化)	
達成・成果	△	△				
	達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	専従化に向けた指令センター業務の実態把握を行った。	今年度より共同運用を行っている2市1町で消防の広域化協議を開始したこともあり、運用方法の統一など一部目標の達成ができなかった。			
次期改善	○	○				
	改善事項あり：○ 改善事項なし：－	共同運用している消防本部ごとで運用体制が異なり、専従化に向けた業務の統一・調整及び計画の策定が必要。	指令管制員のスキルアップを図り、円滑な指令業務が行えるよう指令システムの習熟に努めたい。			

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	総務課 (生涯学習課)	
取組区分	業務の改善				
取組項目	地域交流センターの予約管理	関連法令・計画	多度津町地域交流センター条例		
現状と課題	地域交流センターの予約管理について、システムを導入しているが、十分に活用されておらず、主に紙媒体の台帳で行っている。				
取組内容 (概要)	地域交流センターの施設予約状況をシステムで管理及び確認できるようにする。				
期待される効果	予約状況をシステムで一元管理することにより、予約受付業務の事務負担を軽減する。また、利用者がインターネット上で予約状況を閲覧できるようになる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□■	□■	□■	■◎	☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	システムの活用に関する問題点の洗出しと移行の準備	システムの代替手段の検討移行の準備	システムの代替手段の検討移行の準備	システムの活用実施規則等の整備
達成・成果	○	○			
	達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	システム導入に際しては、窓口担当者への研修や一定期間に渡るサポートが必要であり、これによる職員の業務負担の大幅な増加が課題としてあげられた。	県と市町で構成される「かがわDXLab」のワーキンググループに参加し、施設予約システムの共同調達に向けて検討を重ねている。		
次期改善	○	－			
	改善事項あり：○ 改善事項なし：－	同一システムを利用している他自治体の運用状況について調査する。	－		

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	政策課 (全課)	
取組区分	業務の改善				
取組項目	組織・機構等の見直し	関連法令・計画	なし		
現状と課題	多様な住民ニーズや国の新たな制度等に対応するとともに、限られた人員で効率的に業務を実施できるよう、定期的な課題の洗い出し、組織機構・事務事業の見直しが必要である。				
取組内容 (概要)	機構改革検討委員会を定期的に開催し、各部署における課題の洗い出しを行い、住民サービスの向上・業務効率化に繋がる改善策を検討する。				
期待される効果	効率的な業務体制の構築により、住民サービスの向上が図られる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□	☆	☆	☆	☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	機構改革検討委員会を開催するとともに、適宜関係部署との個別協議を実施			
達成・成果	○	○			
	検討委員会を4回開催し、全庁的な視点から組織の在り方についての議論を行った。その中で、早急に改善が必要な点について、令和7年度からの機構改革を実施する。	検討委員会に加え、課長補佐級職員による専門部会を開催し、議論を深めている。令和8年度から「統括官」及び「町長公室デジタル推進係」を設置することとなった。			
次期改善	—	—			
	各部署の課長補佐級職員による専門部会を設置し、検討委員会との両輪で、組織の在り方の検討を継続する。	引き続き、検討委員会及び専門部会での議論を継続し、令和9年4月を目途に適切な機構への変更を行う。			

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	税務課	
取組区分	業務の改善				
取組項目	個人住民税における特別徴収の徹底	関連法令・計画	地方税法		
現状と課題	個人住民税については、令和元年度より、原則全ての事業主に特別徴収が義務化されている。制度の周知及び指導の結果、大半の事業所において特別徴収を実施しているが、特別徴収を実施しなければならない一部の事業所が依然として普通徴収を希望している。				
取組内容 (概要)	給与支払報告書の提出依頼時に、個人住民税は事業主が特別徴収することが原則であり、やむを得ず普通徴収にする場合は、その理由の記載をしなければならないことを周知する。また、提出された給与支払報告書を確認し、正当な理由がなく普通徴収を希望する事業主に対しては指導を徹底する。				
期待される効果	給与所得者に係る個人住民税に関して、自身で納付する手間を省き、納付に係る負担を軽減することができる。また、事業主が徴収及び納付することにより、個人住民税の徴収率の向上が見込める。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	◎	☆	☆	☆	☆
	給与所得者数における特別徴収による納税義務者の割合は75%超まで達しているが、更なる周知・指導の徹底を行うことにより80%を目指す。				
調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－					
達成・成果	○	○			
	給与所得に係る住民税が発生している者の特別徴収率88.55%達成	給与所得に係る住民税が発生している者の特別徴収率92.58%達成			
次期改善	—	—			
	—	—			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	健康福祉課	
取組区分	業務の改善				
取組項目	児童に関する情報の共有	関連法令・計画	なし		
現状と課題	児童虐待や養護に関する相談が近年増加している。要保護、要支援に発展するケースも増えており、人材不足の状況において迅速な対応が求められる。しかしながら、児童の健診担当や、警察、児童相談所等関係機関から情報提供があった際に、担当不在の場合においては十分に情報共有できないことがある。また、ケース会等に向けた資料作成が煩雑である。				
取組内容 (概要)	情報共有のためのシステムを導入し、これまで紙媒体で管理していた要保護等児童に関する情報や対応履歴等をシステムに入力することで、児童の健診等の状況と合わせて、課内の関係職員が閲覧できるようになる。				
期待される効果	・担当者間の情報共有を円滑にし、迅速な対応に繋げることができる。 ・システムを利用した資料作成を行うことにより、事務作業の負担軽減を図ることができる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□	■	◎	☆	☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	システム導入の検討、選定	既存情報のシステム入力	実施	
達成・成果	×	×			
	達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	予算確保が困難であるため、システム導入は未実施。	予算確保が困難であるため、システム導入は未実施。		
次期改善	○	○			
	香川県が実施する「児童相談所等支援体制強化WG」において、児相と市町連携強化のためのシステム導入を検討する。	児相と市町連携強化を図る県事業「市町等連携ICT化促進事業」の参加を希望していたが、選定の結果、対象にならなかった。			

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	健康福祉課	
取組区分	業務の改善				
取組項目	障害福祉システム標準化への対応	関連法令・計画	障害者総合支援法		
現状と課題	令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、各自治体は、「住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する」ことを目的とし、地方公共団体が業務で使用する情報システムの標準化を実施する責務を有することとされた。 令和7年度末までにすべての地方公共団体が、標準化されたシステムへの移行を義務づけられており、国が示す標準仕様書と現状のシステムの比較を行い、システム改修に合わせた業務フローの見直しを図る必要がある。 障害福祉システムは、他の基幹系システムが一括して導入・保守運営されているのに対し、個別で別業者に保守等の委託をしている。よって、より一層標準化移行までのタイムスケジュールを意識した早めの作業着手が必要となる。				
取組内容 (概要)	障害福祉に係る業務ごとに、現状のシステムで行っている業務フローと帳票のレイアウト等を確認する。また、標準仕様書の内容と比較分析を行うなかで、現状の業務フローでは対応できない部分を確認し、日々の業務効率を意識した業務フローについて、係内で協議し見直し等を行う。				
期待される効果	・業務見直しを行う過程で効率性の意識づけにつながる。 ・独自のカスタマイズをしたシステム保守、運営を行う必要がなくなるため、長期的にコストの低減につながる。 ・国の共通したクラウドシステムを利用するため、情報セキュリティ対策の強化につながる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	■□	■◎	◎☆	☆	☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－ ・システムの比較分析 ・業務の洗い出し	・標準仕様書に基づく業務の構築 ・試行実施	実施		
達成・成果	○	○			
	2市3町で構成する中讃西部圏域自立支援協議会において、システム標準化に関する課題点について情報共有の上、対応。また、次年度に向け、町長公室情報担当と情報共有を行った。	令和8年1月より試運転を開始し、2月16日より標準化システムの運用を開始。			
次期改善	—	—			
	—	—			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	建設課	
取組区分	業務の改善				
取組項目	地籍調査の推進	関連法令・計画	地籍調査		
現状と課題	令和5年度から、正規職員2名と会計年度任用職員2名の体制となっていることから、現場立会の時期に正規職員2名が外出すると、窓口や電話における円滑な対応が困難となっている。 また、1区域の業務完了まで3年以上の期間を要することから、複数の職員で情報を共有しながら業務を進める必要がある。				
取組内容 (概要)	地籍調査を早期完了させるため、人員体制や業務委託内容の見直し等、事務改善を図るとともに、国及び県に対し財源確保の協議を行う。				
期待される効果	・地籍調査による固定資産税増収の効果を、早期完了により高めることができる。 ・適切な人員配置やローテーション等により、地籍調査に係る多様な知識を有する職員を育成することができる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□■	◎	☆	☆	☆
	新たな実施体制 についての検討	実施	→		
達成・成果	○	○			
	機構改革を含め 現在の業務の体制の見直しを行なった。	所管が建設課になったが、スムーズな業務移行ができ、予定していたエリアの調査業務を完了した。			
次期改善	○	—			
	所管が建設課に 変わることから スムーズな業務移管を図る。	—			

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	出納室	
取組区分	業務の改善				
取組項目	適切な会計事務の推進	関連法令・計画	多度津町会計規則		
現状と課題	会計事務に係るマニュアルの作成や更新の頻度については、担当職員の裁量に委ねられている傾向があったが、断続的にマニュアルを作成・更新し、周知し、組織として一貫性のある会計事務に繋げていく必要がある。				
取組内容 (概要)	会計事務については、令和2年にマニュアル(会計事務の手引き)を作成し、全庁的に適正な会計事務の実施に努めており、今後も制度改正や運用の見直しに伴い、適宜当該マニュアルをブラッシュアップし、周知していく。				
期待される効果	マニュアルの適切な作成及び更新により、職員の会計事務に係る処理レベルを高水準化し、会計事務の適正な執行に繋げることができる。また、担当者が不在の場合や人事異動があった場合でも、円滑に業務を遂行することができ、住民サービスの低下を防ぐことができる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	☆	☆	☆	☆
	制度改正や運用見直しに伴い、作成又は更新すべき事務マニュアルについて検討する。				
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○			
	下水道事業が公営企業会計に移行したこと、請求書の押印を省略可能としたこと等を踏まえたマニュアルに改訂した。	地方自治法施行令改正に伴い、少額随意契約の基準額を引き上げたことを踏まえたマニュアルに改訂した。			
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	—	—			
	—	—			

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	町長公室	
取組区分	職員の能力向上と人材の活用				
取組項目	人事考課制度等の改革		関連法令・計画	なし	
現状と課題	異動が少ない職員(専門職を除く)は将来的に役場全体の業務把握が乏しくなる等、意欲低下にも繋がる恐れがあるため、目標設定シートや自己申告シートを活用し、計画的な異動に努めている。多角的な視点から、公平な人事考課を行うためにも、様々な業務を経験できるように、ジョブローテーションを行う必要がある。 また、人事評価制度を導入する必要がある。				
取組内容 (概要)	・公平性の高い人事考課制度整備及び人事評価制度導入のため、コロナ禍で中止していた考課者研修及び被考課者研修を再開し、継続する。 ・目標設定シートや自己申告シートを活用し、計画的な異動を継続する。				
期待される効果	ジョブローテーションにより、意識改革や職務意欲の向上を図り、人材育成基本方針に定めた「求められる職員像」に繋げる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	◎	☆	◎	◎	☆
	考課者研修及び被考課者研修を再開し、人事評価制度導入の検証を行う。 目標設定や自己申告を活用し、計画的な異動を行う。	考課者研修及び被考課者研修を再開し、人事評価制度を導入する。 目標設定や自己申告を活用し、計画的な異動を行う。	評価者研修及び被評価者研修を継続し、人事評価制度(能力評価)を検討する。 目標設定や自己申告を活用し、計画的な異動を行う。	評価者研修及び被評価者研修を継続し、人事評価制度(能力評価)を導入する。 目標設定や自己申告を活用し、計画的な異動を行う。	→
達成・成果	△	△			
	研修については、制度の検証も含めて再考したため再開まで至らなかった。 目標設定や自己申告を活用し、計画的な異動となるよう努めた。	評価者研修及び被評価者研修を実施したが、十分な周知には至らなかった。 目標設定や自己申告を活用し、計画的な異動となるよう努めた。			
次期改善	○	○			
	研修の再考結果を踏まえ、制度導入と研修を同時に推進できるよう計画を立て、引き続き、目標設定と自己申告を活用する。	人事評価制度について業績評価のみならず、能力評価も含めた十分な周知を行うなど今後の計画を再考する。 引き続き、目標設定と自己申告を活用する。			

基本方針	行政運営と人材育成		主管部署 (関係部署)	消防本部	
取組区分	職員の能力向上と人材の活用				
取組項目	救急救命士の養成		関連法令・計画	救急救命士養成計画書	
現状と課題	現在、15名の救急救命士が在籍しているが、役職や派遣等により、救急出動業務から離れる職員の増加が今後見込まれる。 過去5年間の統計から重複救急が約10%増加するとともに、平成26年総務省消防庁による「消防力の整備指針」の改正により、救急隊1隊から2隊運用に変更した。また、救急救命士のみが行う救命処置の拡大により、救急救命士1名が担う負担が増加しているため、出場隊の救急救命士2名乗車が望ましく、救急救命士の増員が急務と考えられる。				
取組内容 (概要)	消防隊の人員確保を鑑み、救急救命士養成計画書の見直しを実施し、救急救命士を養成する。				
期待される効果	救急業務に伴う救命率の向上。 救急救命士の処置拡大に伴う負担を軽減し、限られた時間内で適切に傷病者に救命処置を実施することにより、一層、安心安全な救急活動を傷病者に提供できる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	☆	☆	☆		
	・救命士搭乗率100%を維持する。 ・香川県防災航空隊へ職員1名を派遣しているため新規養成中断する。	・救命士搭乗率100%を維持する。 ・消防隊の人員確保を鑑み、救急救命士養成計画の精査を行うとともに、指導救命士を育成し救急業務の複雑多様化に対応できるよう資質の向上を図る。	→	(消防広域化)	(消防広域化)
達成・成果	△	△			
	・出動件数が増加傾向にあるものの、救急救命士の救急車搭乗率は100%を維持している。しかし、救急救命士の2名乗車計画は十分ではなく、達成できていない。	・出動件数が増加傾向にある中において、救急救命士の救急車搭乗率は100%を維持している。一方、救急救命士2名乗車体制については十分な状況には至っていない。しかし、通報時の状況から緊急度及び重症度が高いと認められる事案については、救急救命士の追加配置を行い対応している。			
次期改善	○	○			
	救急救命士養成計画に沿って育成を継続するとともに、人員配置の見直し及び緊急度重症度の高い傷病者に対しては、救命士の追加配置を行い対応力を強化する。	救急救命士養成計画に基づき、救急救命士の育成を継続する。併せて、人員配置の見直しを行い、救急救命士2名乗車体制の充実を図る。また、通報時の情報を活用し、緊急度及び重症度の高い事案に対する救急救命士の適切な配置を継続する。			

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管部署 (関係部署)	町長公室	
取組区分	情報共有の推進				
取組項目	情報発信手段の増設	関連法令・計画	なし		
現状と課題	多度津町において、情報発信の手段はホームページ、広報、Facebook、X等であり、情報発信の手段が少なく、町民からもデジタルを利用した情報発信が少ないという意見をいただいたことがある。				
取組内容 (概要)	LINE等SNSでの情報発信の手段を増設する。				
期待される効果	LINEは多くの町民が利用していると思われ、町民が多度津町公式アカウントの登録さえすれば、町広報誌やホームページ等とは別に、重要な内容をピンポイントで周知できる。また、現状では、町広報誌は自治会加入者しか配布されていないことから、その内容に触れるためには、ホームページに直接アクセスするなど、町民が能動的に確認しなければならない。LINEにより情報発信すれば、アカウント登録者全てに町広報誌を発行したことを周知できるため、能動的にならずとも町広報誌の内容を確認することができる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□	□	■	◎	☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	LINEの地方公共団体用無料サービスで、どの程度需要があるかを登録者数等で把握する。	登録者が一定数いれば、財政状況を勘案し、他の地方公共団体が実施している有料サービスの導入を検討する。	有料サービスの開始。	
達成・成果	○	○			
	令和6年度末時点で登録者数が約1,000人である。	令和7年度末時点で登録者数が約1,400人である。			
次期改善	○	○			
	引き続き、広報誌やその他SNS等の周知方法で登録者数の増加を目指す。	引き続き、広報誌やその他SNS等の周知方法で登録者数の増加を目指す。			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管部署 (関係部署)	町長公室 (全課)	
取組区分	情報共有の推進				
取組項目	パブリックコメントの実施	関連法令・計画	第7次総合計画		
現状と課題	町民参加を推進するための手法の一つとして、「パブリックコメント」実施のより一層の推進を図る必要がある。				
取組内容 (概要)	各課において策定する計画等において、パブリックコメントの実施を推進する。				
期待される効果	行政が作成する各種計画等に、多様な町民意見の聴取を図り、住民の声を活かした政策とする。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	☆	☆	☆	☆
	総合計画による各課の計画策定を把握し、パブリックコメント実施に向けて推進				
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○			
	令和6年度は、3件の計画策定に係るパブリックコメントを実施した。	令和7年度は、4件のパブリックコメントを実施した。			
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○			
	パブリックコメントのより周知が図れるよう、手法等について、検討を行う。	パブリックコメントの実施の際はホームページでの周知を徹底する。			

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管部署 (関係部署)	教育総務課	
取組区分	情報共有の推進				
取組項目	「教育委員会だより」の発行	関連法令・計画	なし		
現状と課題	教育委員会が行う施策や活動及び多度津町の教育課題等について、詳しい情報を発信する機会を拡充させるため、「教育委員会だより」を平成29年度から発行している。教育委員会の取組や幼稚園・小中学校の「今」を町民に知っていただくことで、地域と連携した子育て及び見守り活動の推進や、様々な技能を有する地域人材の発掘及び活用を期待しているが、まだ不十分である。				
取組内容 (概要)	平成30年度より、「教育委員会だより」の発行回数を年2回に増やし、更には全戸配布している。内容としては、学校教育、社会教育、文化財及びその他幅広い領域について、「今」の取組、「今後」の展望や課題等を取り上げている。今後については、より一層の内容の充実や見直しを図りつつ、肖像権等を確認し、ホームページでの公開を検討していく。				
期待される効果	・教育委員会の取組や幼稚園・小中学校の「今」を町民に知っていただくことで、地域と連携した子育て及び見守り活動の推進、並びに様々な技能を有する地域人材の発掘及び活用が期待できる。 ・今後の展望や教育課題についても情報を発信することで、多度津町の教育に関心を持っていただき、様々な立場から多面的で多角的な助言や支援をいただけると考える。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	◎☆	◎☆	◎☆	◎☆	◎☆
	町民の興味関心を惹けるように紙面を工夫するとともに、ホームページでの公開を行う。	紙面を工夫し、ホームページでの公開を行う。	引き続き、紙面を工夫するとともに、ホームページでの公開を行う。		
達成・成果	×	○			
	ホームページでの公開を達成できなかった。	紙面を工夫し、町民に分かりやすく記事を掲載。社会教育についても盛りこみ、ホームページで公開を行った。			
次期改善	○	－			
	次年度は肖像権等を確認し、ホームページで公開する予定	－			

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管部署 (関係部署)	総務課		
取組区分	安心のまちづくり					
取組項目	交通安全対策	関連法令・計画	交通安全対策基本法			
現状と課題	県内の交通死亡事故件数は全国平均より多く、町内における交通事故についても、年間を通して多発しており、交通安全への意識の向上を図る必要がある。					
取組内容 (概要)	町内における危険箇所での街頭指導や交通パトロールを実施するとともに、町広報誌や交通安全教育を通じて、交通安全思想の普及及び交通マナー等の周知を徹底する。					
期待される効果	交通安全思想の普及と浸透による「交通マナー」が向上し、交通事故件数が減少する。					
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
計画・目標	◎	☆	☆	☆	☆	
	各関係団体、交通指導員等との連携を強化し、事故件数の減少を図る。					
達成・成果	△	△				
	各関係団体や交通指導員等と連携し、キャンペーン等を実施した。事故件数は減少したが、死亡事故が発生した。	各関係団体や交通指導員等と連携し、キャンペーン等を実施した。依然、高齢者が関係する事故が発生している。				
次期改善	○	○				
	交通事故死0を目指し、キャンペーン、広報や交通安全教室等を通じ、交通安全の思想の普及と交通ルールの遵守を呼びかける。	交通事故死0を目指し、キャンペーン、広報や交通安全教室等を通じ、交通安全の思想の普及と交通ルールの遵守を呼びかける。また、高齢者への周知活動を強化する。				

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管部署 (関係部署)	総務課	
取組区分	安心のまちづくり				
取組項目	自主防災組織の育成	関連法令・計画	多度津町地域防災計画		
現状と課題	町内では、自主防災組織が自治会等の単位で19組織設立されているが、組織を維持及び継続するための人材が減少している。				
取組内容 (概要)	防災訓練や出前講座を通じて、自主防災組織等の重要性を啓発するとともに、防災士等の人材育成を推進する。				
期待される効果	自主防災組織や防災士等の防災に携わる人材が増加することにより、防災意識の向上と地域の自助・共助による防災対策等の強化が図られる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	◎	☆	☆	☆	☆
	・自主防災組織の新規組織設立 ・防災士育成2名 ・マイタイムラインの普及啓発				
調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－					
達成・成果	△	△			
	自主防災組織が新規に1団体設立された。防災士の新規取得者はなし。マイタイムラインは冊子等により周知。	・新規組織の設立はなかったが、地区の防災訓練等で自主防災組織の重要性について啓発した。 ・1名の防災士の新規取得があった。 ・マイタイムラインについて掲載しているハザードマップを配布し啓発に努めた。			
達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×					
次期改善	○	○			
	目標達成に向けて特に、防災士取得について周知・啓発を行う。	自主防災組織連絡会や防災訓練等の中で、各項目についての周知・啓発を行う。			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管部署 (関係部署)	住民環境課		
取組区分	安心のまちづくり					
取組項目	ゼロカーボンシティへの取組	関連法令・計画	第1次多度津町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)			
現状と課題	多度津町は、2022年3月にゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目標としている。この実現に向けて、2023年2月には「多度津町再生可能エネルギー導入計画」を策定し、2030年度を目標年度とした再生可能エネルギーの導入可能性や導入方策、導入目標を示した。					
取組内容 (概要)	令和5年度に第1次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定予定であり、公共施設への太陽光発電設備の導入や電気自動車及びプラグインハイブリット車の導入促進に向けた急速充電器の設置等、町民、企業及び行政が一体となり、脱炭素に向けたあらゆる取組を推進する。					
期待される効果	地球温暖化に起因すると考えられる自然災害等が頻発していることから、自立・分散型電源として蓄電池を備えた太陽光発電の導入を進めることで、防災拠点や避難場所の防災機能の向上が見込める。また、電気代や燃料費の高騰傾向が続く中、自家消費型の太陽光発電の導入を進めることで、長期的に見ると財政支出を抑えることが出来る。					
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
計画・目標	◎	☆	☆	☆	☆	
調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	第1次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づく施策等の実施					
達成・成果	○	○				
達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	従来の取組に加えて、国費を活用した事業として、省エネ家電買換促進補助や企業と連携して公共施設にEV充電器の設置を行った。	引き続き国費を活用した省エネ家電の買換促進及び購入支援補助を実施した。また、追加で公共施設2箇所にEV充電器の設置が完了した。				
次期改善	○	－				
改善事項あり：○ 改善事項なし：－	国の補助制度や社会状況の変化にあわせて、新たな取組を検討する。					

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管部署 (関係部署)	建設課	
取組区分	安心のまちづくり				
取組項目	空き家対策制度の活用	関連法令・計画	多度津町空家等適正管理条例 多度津町空家等対策計画		
現状と課題	少子高齢化に伴う人口減少により、適正に管理されていない空き家、老朽化し倒壊の恐れのある危険空き家が多く残存しており、生活環境に深刻な影響を及ぼしている。				
取組内容 (概要)	・空き家実態調査の結果を活用し、管理不全空き家の所有者、親族及び管理人への助言・指導を徹底する。 ・老朽危険空き家除却支援事業補助金を活用した除却支援及び推進を行う。				
期待される効果	家屋の倒壊や樹木、雑草の繁茂、第三者の不法侵入等の防犯、衛生及び景観等、生活環境の保全に繋がる。				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	☆	☆	☆	☆	☆
	空き家の適正な管理指導を実施し、危険空き家の除却支援及び推進を図る。 除却支援年間5件				
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○			
	空き家の適正な管理指導を実施した。また、危険空き家の除却支援実施件数は17件となり、目標を12件上回ることとなった。	空き家の適正な管理指導を実施した。また、危険空き家の除却支援実施件数は16件となり、目標を11件上回ることとなった。			
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	—	—			
	—	—			

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管部署 (関係部署)	政策課	
取組区分	安心のまちづくり				
取組項目	中心市街地の空洞化対策	関連法令・計画	都市再生整備計画		
現状と課題	本町の人口は減少傾向にあり、令和27年には約20,000人になると予測されている。このような将来予測を前提としたうえで、本町のまちづくりにおける主な課題としては、①まちなかの空間の質の向上(中心市街地の空洞化対策、用途地域外での住宅建設の抑制等)、②まちなかの魅力向上(行政施設の老朽化対策、歴史・文化施設の老朽化対策等)が挙げられる。				
取組内容 (概要)	主に中心市街地の空洞化対策として、現在の都市再生整備計画の対象地域を再検討し、実施する事業にあわせ、都市再生整備計画関連事業のうち都市構造再編集中支援事業(立地適正化計画区域)、都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金)等の各種補助金及び交付金を活用しながら、整備を進める。				
期待される効果	・空き家及び空き店舗の解消 ・居住誘導区域の人口密度維持 ・公共施設の老朽対策及び耐震化 ・浸水エリアの解消				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□■	□■	☆	■◎	◎
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	都市再生整備計画の策定、実施事業の選定、補助金・交付金の要望	都市再生整備計画の策定、実施事業の選定、補助金・交付金の協議	都市再生整備計画の申請	事業発注及び実施
達成・成果	△	△			
	達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	計画策定にいたっていないが、各種補助金及び交付金の活用に向けて、県と情報共有・協議を行った。	計画策定にいたっていないが、実施事業の選定に向けた調査検討を行った。		
次期改善	○	○			
	改善事項あり：○ 改善事項なし：－	関係課と連携を図り、内容を精査する。	引き続き関係課と連携を図り、内容を精査する。		

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管部署 (関係部署)	消防本部		
取組区分	安心のまちづくり					
取組項目	少年・女性消防クラブ員の拡充	関連法令・計画	多度津少年女性防火委員会会則			
現状と課題	新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動ができていなかった少年消防クラブ活動を再開したものの、クラブ員が減少している。また、女性防火クラブ員の高齢化対策も課題である。更に、活動できていない豊原地区への募集活動を継続して行う必要がある。					
取組内容 (概要)	・少年消防クラブ員増加を図り、各小学校への継続的な呼びかけを行うとともに、募集対象を拡大して新たに中高校生を含めることとし、魅力ある活動内容となるよう見直しを図る。 ・婦人会への呼びかけを行うとともに、活動時の補償対策を行う。					
期待される効果	地域の裾野からの防火意識の高揚と災害時における行政との効果的な連携活動が図られる。					
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
計画・目標	□■	□■◎	☆			
調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	・活動内容の見直し及び啓発活動の拡大 ・補償内容の検討	・活動内容の見直し、啓発活動の拡大、加入促進 ・補償内容の検討	・令和9年4月からの消防広域化に向けて、広域化後も持続可能な啓発活動・加入促進等を検討 ・補償内容の検討	(消防広域化)	(消防広域化)	
達成・成果	×	△				
達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	・前年同様の啓発活動数であった。 ・補償内容は継続して検討する。	・啓発活動数は前年と変わらないものの、少年消防クラブに関しては活動内容を改め団結力の向上がみられた。今後も活動内容を再検討しながら、クラブ員の意識向上を図る。				
次期改善	○	○				
改善事項あり：○ 改善事項なし：－	・次期は、啓発活動が1件でも増加するように実施する。 ・補償内容は継続して検討する。	・保険については活動内容に応じてその都度、保険会社と協議し、活動内容に見合った補償内容とする。				

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管部署 (関係部署)	産業課	
取組区分	賑わいのまちづくり				
取組項目	創業支援による産業の振興	関連法令・計画	産業競争力強化法 多度津町創業支援等事業計画		
現状と課題	郊外型店舗の出店や後継者・労働者不足の影響により、小規模事業者の経営力が弱体化し廃業の増加が危惧されている。本町における産業の活性化には、創業支援や事業承継支援等の取組が必要である。				
取組内容 (概要)	多度津商工会議所、地元金融機関、その他関係機関と連携したセミナー等の開催を行うとともに、専門家の意見や創業希望者の要望を取り入れながら、適切な創業支援策を検討し、創業者への支援の充実や町内での創業機運の醸成を図る。さらに、事業承継に係る支援について検討する。				
期待される効果	町内の賑わい創出、雇用の確保				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□	◎	☆	☆	☆
	創業支援や事業承継について、今後の方向性を検討する	実施			
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○			
	高松信用金庫による「キャリアスタ塾」の初開催、関係機関と連携し「創業セミナー」「交流会」を開催した。	高松信用金庫による「キャリアスタ塾」の開催、関係機関と連携し「創業セミナー」「交流会」を開催した。			
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	—	—			
	—	—			

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管部署 (関係部署)	産業課	
取組区分	賑わいのまちづくり				
取組項目	小規模事業者の支援	関連法令・計画	小規模企業活性化法 小規模企業振興基本法		
現状と課題	町内には小規模事業者が多くあるが、経営者の高齢化が進行することにより、弱体化や廃業等が懸念される。国においては、小規模企業活性化法(平成25年)や小規模企業振興基本法(平成26年)が制定され、小規模企業振興に関する支援施策が推進されているが、本町においても、小規模事業者等への支援方針について整理する必要がある。				
取組内容 (概要)	本町における小規模事業者の現状を把握した上で、現在展開している支援施策の整理と見直しを行い、昨今の事情を踏まえた新たな小規模事業者等への支援策について検討する。				
期待される効果	町内企業の活性化				
スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画・目標	□	◎	☆	☆	☆
	調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－ ・現状の把握 ・方向性の検討	実施			
達成・成果	○	○			
	専門家や商工会議所の意見を踏まえ、4月に「産業振興支援補助金」の要綱を改正し、メニューを増やした。	「産業振興支援補助金」申請実績については前年度が5件に対し、21件に増加した。			
次期改善	○	－			
	現状把握のため、商工会議所による事業者アンケートを、令和7年度実施予定である。	－			
改善事項あり：○ 改善事項なし：－					